

宮若市人権教育・啓発基本計画

平成24年3月

宮若市・宮若市教育委員会

はじめに

本市では、「第1次宮若市総合計画」（平成20年3月策定）において、将来像を「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」と定め、施策の大綱のひとつに「人権尊重社会の構築」を掲げて市政を進めて参りました。

今世紀こそは人権が守られる世紀にしたいとの願いから、21世紀は「人権の世紀」と呼ばれていますが、「民族紛争」や「地域紛争」は続き、国内においても、インターネットや風評被害による人権侵害などの新たな課題が生じており、人権にかかわる取組の重要性は、ますます高まっています。

本市では、平成22年度に「宮若市人権に関するアンケート」を実施し、市民の人権に関する意識と課題を把握しましたが、その中でも依然として同和問題をはじめとするさまざまな人権が侵害されている現実が明らかとなりました。

このアンケート結果に基づき、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対するこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、本市の人権施策の基本となる「宮若市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、市民と行政が一体となって、人権教育・啓発の取組を積極的に進めてまいります。

アンケート調査にご協力いただいた市民の皆さまをはじめ、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました宮若市人権教育・啓発基本計画策定委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成24年3月

宮若市長 有吉 哲信

目 次

頁

I 基本計画策定の趣旨	1
1 背景.....	1
(1) 世界・国・県の動向と取組.....	1
(2) 宮若市の取組.....	2
2 趣旨.....	6
(1) 基本計画の趣旨.....	6
(2) 基本計画の期間.....	7
3 「宮若市人権に関するアンケート」調査結果から見えてくる課題.....	8
(1) 人権に対する認識および人権侵害の経験.....	8
(2) さまざまな人権課題に関する意識.....	9
(3) 人権課題の解決のための施策.....	9
II 基本計画の目標と体系	10
1 基本計画の目標.....	10
2 基本的な方向.....	10
(1) 身近な問題としての人権教育・啓発の推進.....	10
(2) 市民参画による人権教育・啓発の推進.....	11
(3) 多様性を認め自己実現へつながる人権教育・啓発の推進.....	11
3 施策の体系.....	12
III さまざまな分野における人権問題の課題と施策	14
○ 同和問題.....	14
○ 女性に関する問題.....	16
○ 子どもに関する問題.....	18
○ 高齢者に関する問題.....	20
○ 障がい者に関する問題.....	22
○ 外国人に関する問題.....	24
○ インターネットに関する人権上の問題.....	26
○ その他の人権上の諸問題.....	28
IV 基本計画の総合的な推進	30
資料	
1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	32
2 計画策定の経緯.....	33
3 宮若市人権教育・啓発基本計画策定委員.....	35
4 宮若市人権教育・啓発推進本部.....	36
5 用語解説.....	38
6 人権に関する国内外の主な動き(年表).....	39

I 基本計画策定の趣旨

1 背景

(1) 世界・国・県の動向と取組

国際連合（以下「国連」という）は、1948（昭和 23）年に「世界人権宣言」を採択し、その第 1 条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と表明しました。

その後、国連は世界人権宣言の精神の実現をめざして、1966（昭和 41）年に「国際人権規約」をはじめ、差別の解消を目的としたさまざまな条約や宣言を決議しました。世界的には、1970 年代以降に国際婦人年・国際児童年・国際障害者年などのそれぞれの人権課題に対して、国家を超えた最重要課題として政策に盛り込むなど、大きな努力を積み重ねています。

しかし、その後も、人権・民俗・宗教等の対立に起因する地域紛争・テロを憂慮し、迫害によって尊い人命が奪われ、人権が侵害されている状況が続いていることなどを受けて、国連は 1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を、「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議しました。このように世界では人権教育・啓発は、人類が取り組むべき重要事項とされています。

わが国では、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法のもとで、国際人権規約をはじめとする人権関係の条約を批准し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。

特に、同和問題に関しては、1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以後二度にわたる法の改正を経て、約 33 年間特別対策を実施してきました。また、1996（平成 8）年の「地域改善対策協議会意見具申」では、「同和問題等さまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」としています。

一方、国連で「人権教育のための国連 10 年」が決議されたことを受けて、1997（平成 9）年にそれについての国内行動計画を策定しました。

さらに、1997（平成 9）年に「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が法務省に設置され、その中で今後の人権施策は、人権教育・啓発の推進と人権侵害救済措置とを両輪としていくとの見解が示されました。

これを受けて、国は 2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という）を制定しました。この法律は、人権擁護推進審議会の答申を踏まえて、人権教育・啓発に関する理念、国・地方公共団体・国民の責務の明確化、基本計画の制定や年次報告などを主な内容としています。また、国はこの法律

の中に規定された「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなくてはならない」(第7条)に基づき、2002(平成14)年に人権教育・啓発に関する基本計画を策定しました。

その後も、人権に係る諸法律が制定されています。中でも、2000(平成12)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、さらに、2001(平成13)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「DV防止法」)が、2006(平成18)年に「高齢者虐待防止法」が施行されています。

2011(平成23)年3月11日に東日本大震災が発災し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。その中で、震災直後からさまざまな情報が流れ、中には風評被害をもたらしたものもありました。速やかな被災者の生活の再建、また、人権を守る取組が求められており、国のさまざまな対応が急がれています。

福岡県においては、国の行動計画を受けて1998(平成10)年に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。続いて、人権教育・啓発推進法の規定である「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第5条)に基づき、2003(平成15)年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、人権教育・啓発の総合的・計画的な推進体制の整備を進めています。

学校教育の分野では、人権教育副読本『かがやき』を活用した取組などを体系化した「福岡県人権教育推進プラン～学校教育における人権教育～」を2009(平成21)年に策定し、実践を積み重ねています。さらに、人権教育を充実させるために副読本『あおぞら』を2011(平成23)年に作成しています。

(2) 宮若市の取組

2006(平成18)年2月の合併以前の旧町においては、「同和教育基本方針」・「同和教育総合計画」・「同和教育5ヵ年計画」が策定され、計画に基づく取組がなされてきました。また、地域の実情を把握するために、同和問題意識調査を実施しています。

宮若市は目指すべきまちの将来像を「ひと・みどり・産業が輝く 新たなふるさと」とし、2008(平成20)～2017(平成29)年度の10年を期間とする「第1次宮若市総合計画」(以下、「総合計画」という)を策定しました。「総合計画」が目指す将来像を実現するために基本的施策の一つとして「地域が自立した協働のまちづくり」を定めています。

この施策の大綱の一つに「人権尊重社会の構築」を設定し、「人権教育・啓発活動の推進」「人権相談の充実」や「男女共同参画社会の充実及び啓発・学習活動の推進」の主要事業を進めてきました。障がい者・高齢者・子どもに関する課題解決に向けた本市の計画としては、2007(平成19)年度に「宮若市障害者計画・障害福祉計画」を、2008(平成20)年度に「宮若市老人福祉計画」を、2009(平成21)年度に「宮若市次世代育成支援後期行動計画」を、また、2010(平成22)年度には「宮若市男女共同参画基本計画」を

策定し、それぞれの課題解決に向けた取組を関係者の協力のもとに進めています。

今回の人権教育・啓発に関わる基本計画を策定するにあたり、庁内体制として人権教育・啓発推進本部、ならびに市民参画での人権教育・啓発基本計画策定委員会を組織しました。そして、人権問題に関する実情を把握するため、2010（平成22）年度に市民2,000人を対象とした人権に関する意識調査を実施し、本計画策定の基礎資料としています。

社会教育における教育・啓発活動では、小中学生のポスターをモチーフとした『人権啓発カレンダー』の配布事業、宮若市・鞍手町・小竹町の合同で企画作成している人権に関する啓発冊子『みんなのしあわせのために』を各家庭に配布しています。これまでに取り組んだ内容は、「水俣病問題」・「子どもの人権」・「インターネット上の人権」・「さまざまな人権」・「沖縄問題」などです。

人権啓発冊子一覧

年 度	タイトル	分野
2006(平成 18)	「きずな」水俣病特集	水俣病問題
2007(平成 19)	「笑 顔」子どもの人権特集	子どもの人権
2008(平成 20)	「心・こころ」情報化社会と人権	インターネット上の人権
2009(平成 21)	「発見！人権！」気づきの感覚を育てよう	さまざまな人権
2010(平成 22)	「いちゃりばちよーでー」沖縄から考える人権	沖縄問題

* 「いちゃりばちよーでー」：「出会えば兄弟」という沖縄の言葉



【人権啓発冊子『みんなのしあわせのために』】

このほか、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者などの人権問題に関する講演会や研修会などを、2010(平成22)年に策定した生涯学習基本計画にも位置づけて取り組んでいます。講演会は7月の福岡県同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に合わせて開催しています。

また、「人権問題地域懇談会」を市内小学校区の10ヵ所の会場で実施しています。平成20・21年度には、実施内容に初めてミュージカルを取り入れて行いました。このときのタイトルは『村一番のしあわせ者』で、動物の違いをそれぞれの個性としてお互いを認め合う内容でした。合併を機に、市内の小学生を中心として構成された市民劇団の影響からか、ミュージカルへの関心が小学生を中心として高かったこともあって、保護者が連れ立って地域懇談会へ参加するという新たな形態が生まれました。人権問題をさまざまな世代に広げていくきっかけの一つとして、このミュージカルがわかりやすく親しみやすい表現方法であったと考えています。

人権講演会一覧

年 度	タイトル
2006(平成18)	「くるめにわかで人権を考えよう」 認知症に係る家族介護と人権 「日本の国際化について」 在日外国人と人権
2007(平成19)	「私の差別意識を問う」 日常生活に潜む差別意識 「言葉と人権」 いま何が消えつつあるのか
2008(平成20)	「ありのままに あたりまえに 地域に生きて」 自閉症の息子と共に 「21世紀人権の時代を迎えて」 高齢者・障がい者の人権
2009(平成21)	「私達の生きる力になるもの」 助産師から見えてくる命について 「命をみつめて」 瞳スーパーデラックス
2010(平成22)	「命をみつめて」 こうのとりのゆりかごの取組 「DVのない社会をつくるために」 地域でできること

* タイトル上段が7月の福岡県同和問題啓発強調月間、下段が12月の人権週間での開催



【人権問題地域懇談会：人権ミュージカル『村一番のしあわせ者』】

学校教育では、同和問題をはじめとして、さまざまな差別の解消を目的とする人権教育の確立を、重要な課題として取り組んでおります。この取組は、文部科学省が示した「第1次～第3次 人権教育の指導法等の在り方について」、および「福岡県人権教育・啓発基本指針」などに沿って推進しています。具体的には、人権学習の一つの取組として被差別の体験者をゲストティーチャーとして迎え、経験を通しての思いを直接伝えてもらうことで、子どもたち、そして共に学ぶ教職員自身の心にひびく人権教育の実践を進めています。

また、子どもを教育し、子どもと生活を共にする教職員だからこそ、より人権意識を高めることが大切といえます。そのため、教職員は宮若市人権・同和教育研究協議会が開催する人権教育実践交流会や課題別研修会、県内外で行われる各種人権研修会などに積極的に参加しています。このような人権教育の実践が、学校内や中学校区等で広がりをもつように『実践記録集』を作成し、授業の取組に活用しています。



【車いすに乗って疑似体験の学習風景】

2 趣旨

(1) 基本計画の趣旨

宮若市では、学校教育・社会教育や全庁的な施策の中で、人権教育・啓発事業に取り組んできました。しかしながら、今回の調査結果からは、身近な所で受けている人権侵害の実情や、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・H I V感染者等のさまざまな人権が侵害されている現実が見受けられます。これらの問題を解決し、すべての人の人権が尊重され、つながりをもち共に生きることができる人権尊重社会の実現のために、これまでの本市の人権教育・啓発の成果と課題を踏まえ、人権問題の解決に向けて再構築を図るものです。現在、さまざまな人権問題に対する施策の多くは、各分野においてそれぞれの立場で実施されておりますが、今後の取組では各分野が連携した事業の推進を目指します。

◆ 人権とは

本計画で述べる人権とは、「人が生まれながらにもっている必要不可欠なさまざまな権利」のことであり、人が生きるために必要な生命や身体の自由の保障、法のもとでの平等などに関わる諸権利が含まれます。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利などが含まれています。このような一つ一つの権利は、相互に不可分かつ補完する関係として連なっており、このような諸権利の全体を人権と呼ぶものとします。

◆ 人権教育・啓発とは

人権教育・啓発については、国の「人権教育・啓発推進法」の第2条に、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、および、それに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう」と規定されています。

このことから、本計画における人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育および社会教育において行われる教育活動とします。また、人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的としてあらゆる場面で広く市民に対しての研修・情報提供・広報活動等のうち、人権教育を除いたものとします。

◆ 人権教育・啓発の推進とは

本市における人権教育・啓発の推進にあたっては、市民のさまざまな人権問題、固有の課題を踏まえた上で「人が生まれながらにもっている必要不可欠なさまざまな権利」である人権について、市民があらゆる分野に関して相互理解を深め、物の豊かさから心の豊かさをより重視する価値観への転換など、将来にわたり人間が人間らしく生きることができる社会の形成が求められます。

ここで、あらゆる分野に関する相互理解を深めるとは、共に生きることすなわち、共生することへの理解を深めることを意味します。例えば、子どもの人権に関しては、環境・食糧・貧困・教育といった事象と複雑に関連しています。また、子ども・女性・高齢者・障がい者という分野の問題は、単独ではなく複雑な要因が絡み合って発生しています。つまり、すべて複雑な関係の中にあるということが出来ます。複雑な要因に対する正しい理解が、共生を果たす一歩となるのです。

そして、市民と行政が、お互いの立場を踏まえつつ、共に主体性と責任をもって役割を分担し、人権課題の解決に取り組むという協働の発想が極めて重要であり、このことが、本市が進める基本的施策『地域が自立した協働のまちづくり』につながっていきます。また、その中でこそお互いの尊厳を確かめ合い、解決の糸口を探しあてることが重要になってきます。

(2) 基本計画の期間

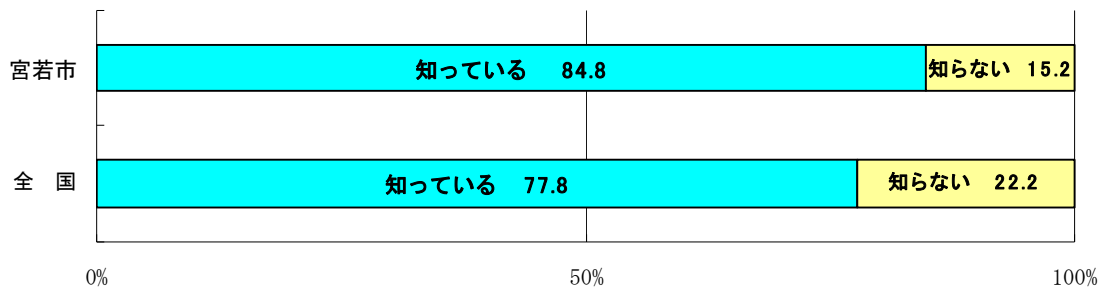
本市における人権教育・啓発の取組を総合的・効果的に推進する基本指針として、2012(平成24)年から2021(平成33)年を目標年度として、「宮若市人権教育・啓発基本計画」を策定するものとします。また、実施の内容については、国内外の状況や動向に応じて随時見直しを行います。

3 「宮若市人権に関するアンケート」調査結果から見えてくる課題

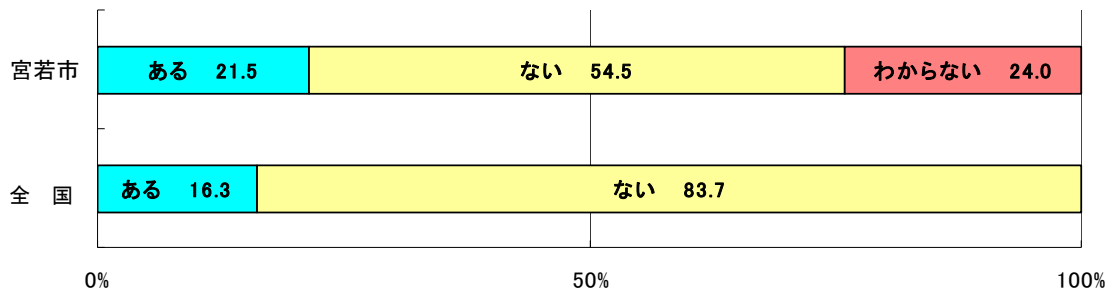
(1) 人権に対する認識および人権侵害の経験

基本的人権は憲法で保障されていることを知っている人の割合が、84.8%となる調査結果を得ております。この割合は下図のように全国平均よりも高くなっており、このことは、これまでの人権教育・啓発の成果が示されたものともいえます。しかしながら、「一言で人権といっても一人ひとり考えが違い、難しい」という自由意見にも見られるように人権意識や関心の分野等も多様な様相を呈しております。自分自身の人権侵害の経験については、21.5%の割合で「ある」と答えており、人権侵害を受けた内容は、「あらぬうわさ、悪口、かげぐち」「名誉などを傷つけられた」など身近な人権課題に対して高い割合を示しています。人権教育・啓発により人権侵害に対する認識が高まっているとも考えられますが、このような身近な人権侵害を解消するために、基本的人権に対する理解や対策が求められていることを示しています。

問1 基本的人権は憲法で保障されていることを知っていますか。



問2 今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。



(2) さまざまな人権課題に関する意識

さまざまな人権課題として取り上げた設問の中で、同和問題に対する関心は24.4%の割合を示し、また、同和問題の中で結婚のときに差別が生じているとする割合は51.7%を示しています。自由意見を見てみると、「部落差別がもし残っているなら、許せない」「そっとしておくべき」また、「優遇しすぎ」「逆差別である」などの意見が見られます。施策への理解をさらに深め、施策の方向性をハードからソフトへ転換することが求められています。

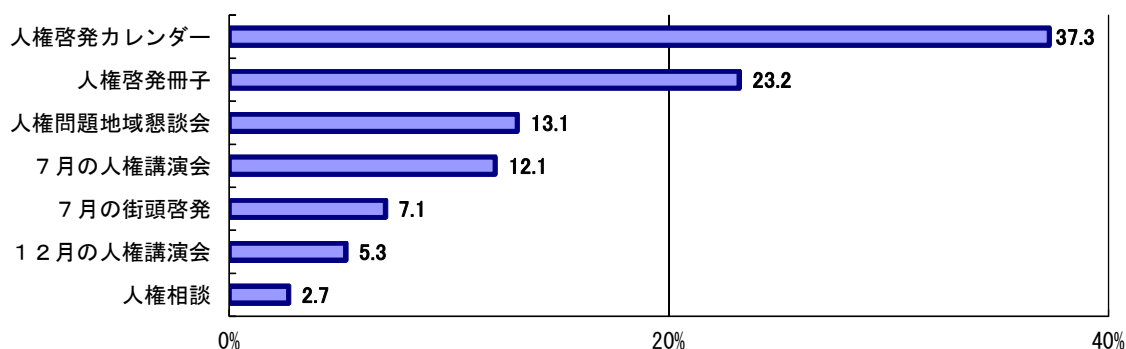
女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人に関する問題や、インターネットに関する人権上の問題についてそれぞれの項目で50%前後の高い割合を示す選択肢が見られます。それと同時に、「わからない」という選択肢の割合も高い傾向を示していることが明らかとなりました。無理解・無関心なことから何気なく発した言葉が、悪口や名誉そん・侮辱されたと受け取られるのかもしれない。日常的に人権課題が身の回りに存在することに気づく、気づこうとすることが極めて大切だと考えられます。

(3) 人権課題の解決のための施策

現在取り組んでいる「人権カレンダー」「人権啓発冊子」について認識の割合が比較的高く、講演会や地域懇談会への参加は10%程度の割合を示すものでした。講演会などへの不参加の理由は、「関心がない」「知らなかった」が多く、特に若年層では「知らなかった」とする割合が高く、20歳代では58.5%を示しています。今後の効果的な啓発活動として、「広報」「講演会や研修会」のほかに「疑似体験」が24.2%と高い割合を示しています。また、人権施策の必要性は感じているが、「行政が行う講座は難しい」という自由意見にあるように、「重い」と感じ、「きっかけ」がつかめないことが明らかとなりました。

人権教育・啓発の充実に向け、まず、気づくことを大切にすることから始め、市民参画の視点を踏まえた上で、参加を促進するために必要なソフト開発、情報提供はどうかを十分検討していくことが求められています。若年層での理解不足も見られることから、学校教育における人権問題に関するより実践的・体験的な学習が不可欠であり、学校教職員に対する人権教育の新しい手法の学習機会を提供したり、学校と地域が連携した人権問題学習機会の提供と実践が求められています。

問 16 人権問題解決のための取組を見たり読んだり参加したりしたことがありますか。



Ⅱ 基本計画の目標と体系

1 基本計画の目標

すべての人の人権が尊重され共に生きることができる社会の構築を目指し、基本計画の目標を次のとおり定めます。

人権尊重社会の構築

2 基本的な方向

目標である「人権尊重社会の構築」の実現のため、施策の基本的な方向を以下のとおり掲げます。

(1) 身近な問題としての人権教育・啓発の推進

意識調査の結果を見ると、「基本的人権」の認知度は高く、また「あらぬうわさ、悪口、かげぐちなどをいわれた」「名誉などを傷つけられた」といった身近な人権侵害の経験を有する市民が少なからず存在することがわかりました。また、高齢者・障がい者などの人権問題への関心が高く、男女共同参画・子どものいじめ・虐待など人権問題が身近な問題として市民にとらえられています。その一方で、同和問題については表面化しにくい面があり、実態として解消されていない状況にあることがわかりました。このように、人権問題は身近な問題であるだけでなく、市民生活のあらゆる場面で適切な対応が求められる問題でありますので、市民の意識格差が大きいことも配慮しながら人権教育・啓発を進めます。

(2) 市民参画による人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現のためには、社会全体で取り組む必要があります。市民一人ひとりが人権を自らの問題としてとらえ、お互いに連携して活動できるように、市民の創意・発意と、知識・見識を尊重し、協働した取組が求められます。さらに、市民が人権問題に直面したときに、問題の解決に向けて適切な対応が図られるように、関係団体・機関のネットワークが必要となります。

このため、人権問題の解決へ向けて、日常的で継続した市民と行政の協働の取組を可能とする人権教育・啓発の推進を目指します。

(3) 多様性を認め自己実現へつながる人権教育・啓発の推進

私たちは自らの行動を意識し決定するとき、是非・可否・善悪などの二者択一の選択を行なう場面が少なくありません。しかし、現実の社会は多面的な要素が幾重にも折り重なり、情報はインターネットを介し瞬時に伝達され、溢れ、混沌としています。生命を含め、あらゆる物の存在は多様性の中にあり、この中で自らの存在を維持しようとするならば、多様性について考えることを意識するような啓発活動が重要になります。

お互いの違いや、異なる考え方や生き方を認めることを基本に、すべての人が人間らしく生きる権利を有し、文化や価値観・個性の違いを認め、共に生きるという視点が大切です。さらに、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮でき、自分らしく生きたいという自己実現を可能にするための教育や、福祉・就労・社会参加などの機会を保障する環境づくりも必要です。今こそ、多様性を尊重し共に生きることのできる人権が尊重された社会の実現に向けた取組を目指します。

3 施策の体系

目標として掲げた人権尊重社会の構築を実現するために、3つの基本的な方向を柱として、同和問題をはじめとするさまざまな分野における人権問題を解決する施策の基本的な方針を定めます。

目標	基本的な方向	さまざまな分野における人権問題	各分野の施策の基本的な方針
人権尊重社会の構築	教育・啓発	○ 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育での推進 ・ 社会教育での推進 ・ 市民に対する啓発活動の推進 ・ 地域における啓発研修の支援 ・ 企業における啓発活動の推進
		○ 女性に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる機会をとらえた男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 ・ 就学前教育における男女共同参画意識の充実 ・ 学校教育における男女共同参画の意識の充実 ・ 事業所に向けた男女共同参画についての啓発の推進 ・ ワーク・ライフ・バランスについての啓発の推進 ・ ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進 ・ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
		○ 子どもに関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子育て支援 ・ 乳幼児等の健康教育の増進 ・ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ・ 子どもの安全確保 ・ 要保護児童への対応など、きめ細やかな取組の推進 ・ 初めて子育てを経験する親に対しての支援
		○ 高齢者に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護等に関する教育・啓発の推進 ・ 生活支援・生きがいつくり・社会参加の推進 ・ 高齢者との世代間交流の推進 ・ 安心して暮らせるまちづくりの推進 ・ 高齢者の権利擁護の推進
		○ 障がい者に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいについて正しい理解と認識のための啓発活動 ・ 障がい者の自立と社会参加の促進 ・ 障がい児教育の充実と相互理解の促進 ・ 障がい者の権利擁護と相談支援の充実
		○ 外国人に関する問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人に対する偏見・差別を解消するための、学校・家庭・地域が連携した人権意識の育成 ・ 多文化的な文化や多様性を尊重する教育や啓発事業の推進 ・ 学校などにおける国際理解教育および外国籍を有する児童生徒への教育の推進 ・ 在日外国人への情報提供と相談体制の整備
		○ インターネットに関する人権上の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のプライバシー等の人権に関する正しい知識を深めるための啓発活動 ・ インターネットなどを介した人権侵害への対応
		○ その他の人権上の諸問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの病を有する人々への理解促進 ・ その他人権問題への教育・啓発の推進
	総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁的な体制による推進 ・ 行政職員および教職員に対する人権研修 ・ 地域活動、各種団体および企業等が実施する人権研修の支援 ・ 人権関係機関・団体と連携した取組の推進 ・ 施策の進行管理と評価改善 	